

平成 27 年度概算要求（案）における
 主な小規模企業振興関連予算（経済産業省関係）

- ・小規模事業者対策の抜本強化（小規模事業者向け規模②⑥76億円→②⑦175億円）
- ・柱となる小規模事業対策推進事業を大幅拡充。基本計画の4本柱への対応を図る。
 （②⑥19億円→②⑦68億円）

< ●法令、関係制度 ○予算関係 >

主な予算事業	予算額（億円）
1 被災地の中小企業・小規模事業者対策に万全を期す (略)	
2 地域の中小企業・小規模事業者の活性化	
(1) 地域資源の活用、地域人材の育成等	
○ふるさと名物応援事業 ・「ふるさと名物」などの新商品・新サービスの開発等を支援。 ・地域ブランド力を高める取組、着地型観光の取組等を支援。	23.0（新規）
○小規模事業対策推進事業 ・商工会等が「ふるさと名物応援券」発行する際の経費の一部を補助 ・商工会等の伴走型支援を通じて、事業計画の策定・実施に取り組む小規模事業者の販路拡大を支援	68.1（18.8）
●中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引下げ ・法人実行税率の引き下げの検討状況を踏まえ、中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引き下げ	—
○中小企業・小規模事業者人材対策事業 ・地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握した上で、女性や若者、シニアなど多様な人材の確保から定着まで一貫した支援等を実施。	20.0（新規）
○中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業 ・海外市場等に関する情報提供、国内外の展示会出展支援、「中小企業海外現地支援プラットフォーム」の整備	25.0（22.8）
(2) 地域活性化に向けた商店街の積極活用	
○地域商業自立促進事業 ・商店街におけるインキュベーション施設整備、専門家派遣、空き店舗への店舗誘致、店舗集約化等への新陳代謝を促す取組を支援	25.0（39.0）
○商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長 ・設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長	—
3 小規模事業者支援策の強化	
(1) 小規模事業者を支援	
○小規模事業対策推進事業（再掲）	再掲
○小規模事業者等人材・支援人材育成事業 ・経営指導員が小規模事業の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案実行するための研修等を実施。	5.2（4.7）
○小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）等 ・商工会等の経営指導を受けることで、その上で必要となる資金を無担保、無保証人、無利子で融資。	41.0（40.0）
○小規模事業者統合データベース整備事業 ・中小機構と支援機関が有するデータの共有	2.0（新規）
(2) 経営支援を強化	
○中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 ・よろず支援拠点を47都道府県に整備。また、専門家派遣を実施。	34.0（41.2）
○中小企業・小規模事業者情報プラットフォーム活用支援事業 ・「ミラサポ」の運営と自立化に向けたシステム開発。革新的技術を持つ中小企業を大企業にマッチングさせる「逆見本市」の開催等	9.0（新規）
●官公需法の改正 ・創業10年未満の中小ベンチャー企業を官公需法の対象として位置付け	—
4 中小企業・小規模事業者のイノベーション推進	
○革新的ものづくり産業創出連携促進事業 ・中小ものづくり高度化法の特定ものづくり基盤技術を「デザイン」に広げ、産学官連携して行う技術開発を支援	112.0（新規）
○商業・サービス競争力強化連携支援事業 ・新事業活動促進法の「新連携」の認定を受けて、「サービス高度化ガイドラ	9.9（新規）

<p>イン（仮称）」に沿って行う、又は、産業競争力強化法の「企業実証特例制度」もしくは「グレーゾーン解消制度」を活用して行う新しいサービスモデルの開発などを支援</p> <p>○企業取引情報等に基づく地域活性化事業 「地域産業構造分析システム」の運営を通じた地域の中核企業の発掘</p> <p>●サービス産業生産性協議会による「日本サービス大賞（仮称）」の創設 ・優れたサービスや、そのサービスを産み出す仕組みやプロセスを表彰し、市場へ普及啓発し、事業者の士気向上や他の事業者の取組を促進</p>	<p>2.2(新規)</p> <p>—</p>
<p>5 創業・第二創業等へのきめ細かな支援</p>	
<p>(1) 創業支援</p> <p>○地域創業促進支援委託事業 ・全国で「創業スクール」を開催。起業家精神を有する人材の裾野拡大</p> <p>○中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証事業 ・認定機関による事業計画の策定支援等を前提とした低利融資・保証制度。女性・若者・シニアによる創業等に対して金利を引き下げ</p> <p>●新創業融資制度 ・創業後2年以内の事業者に対する融資制度について、産業競争力強化法に基づく「特定創業支援事業」を受けた場合などに自己資金要件を撤廃</p> <p>●再挑戦支援資金 ・再挑戦する起業家に対する融資制度。女性等に対しては金利を引き下げ。</p> <p>(2) 第二創業支援</p> <p>○創業・第二創業促進補助金 ・女性、若者等の創業や、事業承継を契機に既存の不採算部門を廃業し、新分野に挑戦する第二創業者が行う取組を支援。 ・産業競争力強化法の認定を受けた創業支援事業者が行う取組を支援</p> <p>(3) 新陳代謝の促進</p> <p>○中小企業再生支援協議会事業 ・中小企業・小規模企業の経営改善、事業再生を支援するため、専門家による相談、再生計画策定支援等を行う。</p> <p>○地域課題解決ビジネス普及事業 ・介護、保育などの地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する中小企業・NPO等の取組を支援</p> <p>○健康寿命延伸産業創出推進事業 ・地域における公的保険外健康サービスのビジネスモデルの確立等。</p> <p>○事業引継支援センターの拡充 ・センター数の増（㉔14→㉔24）。後継者不在業者と起業意欲あふれる個人とのマッチングを支援する「後継者バンク」の新設</p> <p>●NPO法人への信用保証制度の拡大 ・NPO法人を、中小企業信用保険の対象に加えることを検討</p> <p>●事業承継に係る贈与税の納税猶予制度の拡充</p> <p>●個人事業者の事業用資産に係る軽減措置の創設</p> <p>●小規模共済制度の見直し ・親族内での事業承継時に受け取る共済金を廃業時並みに引き上げ等</p>	<p>5.0 (7.5)</p> <p>11.0 (9.5)</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>25.0 (新規)</p> <p>46.0 (44.4)</p> <p>2.0 (新規)</p> <p>10.0 (8.7)</p> <p>46.0内数 (44.4の内数)</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
<p>6 消費税転嫁対策等</p>	
<p>(1) 消費税転嫁対策</p> <p>○消費税転嫁対策窓口相談等事業 ・講習会の開催、相談窓口の設置、パンフレット等によるPR</p> <p>○消費税転嫁状況監視・検査態勢強化事業 ・取引相手からの転嫁拒否防止のため、悉皆的な書面調査の実施。 474人体制で情報収集と取締りを実施</p> <p>(2) 事業再生支援強化、資金繰り支援</p> <p>○中小企業再生支援協議会事業（再掲）</p> <p>○事業計画認定・実行支援事業 ・認定支援機関が事業計画の策定・実行を支援することで資金繰りを円滑化。</p> <p>○中小企業・小規模事業者へのきめ細かな資金繰り支援 ・政策金融・信用保証制度による資金供給の円滑化</p> <p>○経営者保証ガイドラインの周知・普及事業 ・個人保証に依存してきた融資環境を改善し、経営者の思い切った事業展開や早期の事業再生を支援。</p>	<p>15.0 (新規)</p> <p>46.3 (46.3)</p> <p>—</p> <p>15.0 (新規)</p> <p>236.8 (236.8)</p> <p>2.0 (新規)</p>

注) 中小企業政策審議会及び概算要求資料等から道が再編